

小貫小運動場を解禁します

第16号でお知らせしたように、5/21の奉仕作業の効果が素晴らしく、小貫小の校庭がとてもきれいになっています。

小貫小の校庭の利用について、正式に文書で許可を得ました。回答書の趣旨を要約いたします。市教育委員会学校教育課より小貫小PTAへの利用許可となります。

◎これまでの対応および回答

- 1) 立ち入り禁止区域との区切りを設置しました。（仮のロープが張ってある）
- 2) 正門坂道付近の整備は後日行います。（目立つようにマーキングしてあるので注意する）
- 3) 校庭の陥没箇所は土砂で埋め立てました。
- 4) 外トイレについては、仮設トイレ（1台）の設置で対応します。
- 5) ハッピールームの使用は、当面見合わせてください。

◎遵守事項

- 1) 校庭のみの使用とし、危険箇所への立ち入りは厳禁です。児童の安全対策は、保護者ないし指導者が責任を持って行ってください。
- 2) 現時点で、水道の復旧を見込んでいません。水分等の補給には十分留意ください。
- 3) 災害時には、避難誘導を確実に行ってください。

ほぼ書面に忠実にお伝えしています。小貫小PTAからの要望を受けて、教育委員会もできる限りの対応をしてくれています。ありがたいことです。正しく安全な利用を心掛けたいと思います。

なお、あまり拡大した解釈をしないようお願いいたします。小貫小PTAに利用許可が下りたということで、例えば小貫小サッカースポーツ少年団の活動、PTAソフトボールの練習、子ども会活動の行事等、指導者又は引率者がいる場合の許可であることを確認します。子ども達だけで遊ぶような利用は今のところ認めらず、立ち入り禁止がそのまま生きていますので、ご理解ください。児童への指導は学校でも行います。

